

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の専門委員会の設置について

令和3年3月17日
令和5年6月14日改正
令和5年9月4日改正
令和6年11月7日改正
令和8年4月17日改正
水環境・土壌農薬部会決定

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に次の専門委員会を置く。
海底下CCS制度専門委員会
2. 海底下CCS制度専門委員会においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）における特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等の海底下への二酸化炭素回収・貯留（海底下CCS）に係る海洋環境保全の制度に関する専門的事項を調査する。
3. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。